

《発表記者会：青森県政記者会》

令和6年7月2日

国土交通省東北運輸局 青森運輸支局

青森県初！自家用車活用事業を許可しました

～地域の「交通の担い手」と「タクシー不足」の課題の解決に向けて～

この度、東北運輸局青森運輸支局は、青森交通圏におけるタクシー不足を補うため、タクシー事業者から申請のあった自家用自動車有償運送（自家用車活用事業）許可申請について、青森県で初めて許可しました。

今後、安全・安心を確保しつつ、タクシー不足の解消や交通の利便性向上が図られることが期待されます。

○ 自家用車活用事業とは

自家用車活用事業は、地域交通の担い手や移動の足の確保といった課題に対応するため、タクシー事業者の管理の下で地域の自家用車や一般ドライバーを活用して、有償で運送サービスを提供することを可能とする制度です。

○ 7月2日付け許可事業者一覧（青森交通圏を許可地域とする自家用車活用事業）

許可日	事業者名	営業所名	使用可能車両数
R6.7.2	成長タクシー(株)	本社営業所	6台

○ 許可地域及び実施時間帯

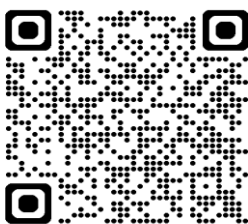
- ・許可地域 青森交通圏（青森市（旧浪岡町除く）、蓬田村、平内町）
- ・実施時間帯 金曜日 16時台～翌5時台、土曜日 16時台～翌5時台

○ 以降、東北管内で許可した事業者の一覧は、随時、ホームページで公表しますので以下のリンクをご覧ください。

- ・許可事業者一覧 <https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/jk/jk-sub95.html>（東北運輸局 HP）
（下記QRコードからもご覧いただけます）

○ サービス開始時期、詳細に関しては、タクシー事業者毎に異なる場合がございますので、タクシー事業者にお問い合わせください。

東北運輸局 HP



<問い合わせ先>

○青森運輸支局輸送監査部門 担当：菊池・渡邊

TEL：017-739-1501

（音声ガイダンス3）